


よくわかる介護休業制度

 **あすそら社会保険労務士事務所**
特定社会保険労務士・キャリアコンサルタント
大野 知美

介護休業制度

介護休業

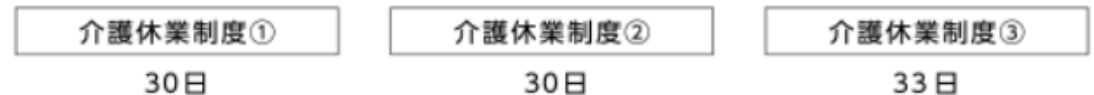
労働者が要介護状態（負傷、疾病または身体上もしくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族を介護するための休業

利用期間/回数

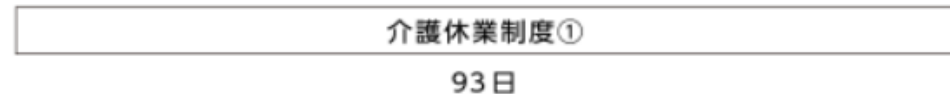
利用回数は対象家族1人につき3回まで、通算93日まで休業できる

取得例

(例1)

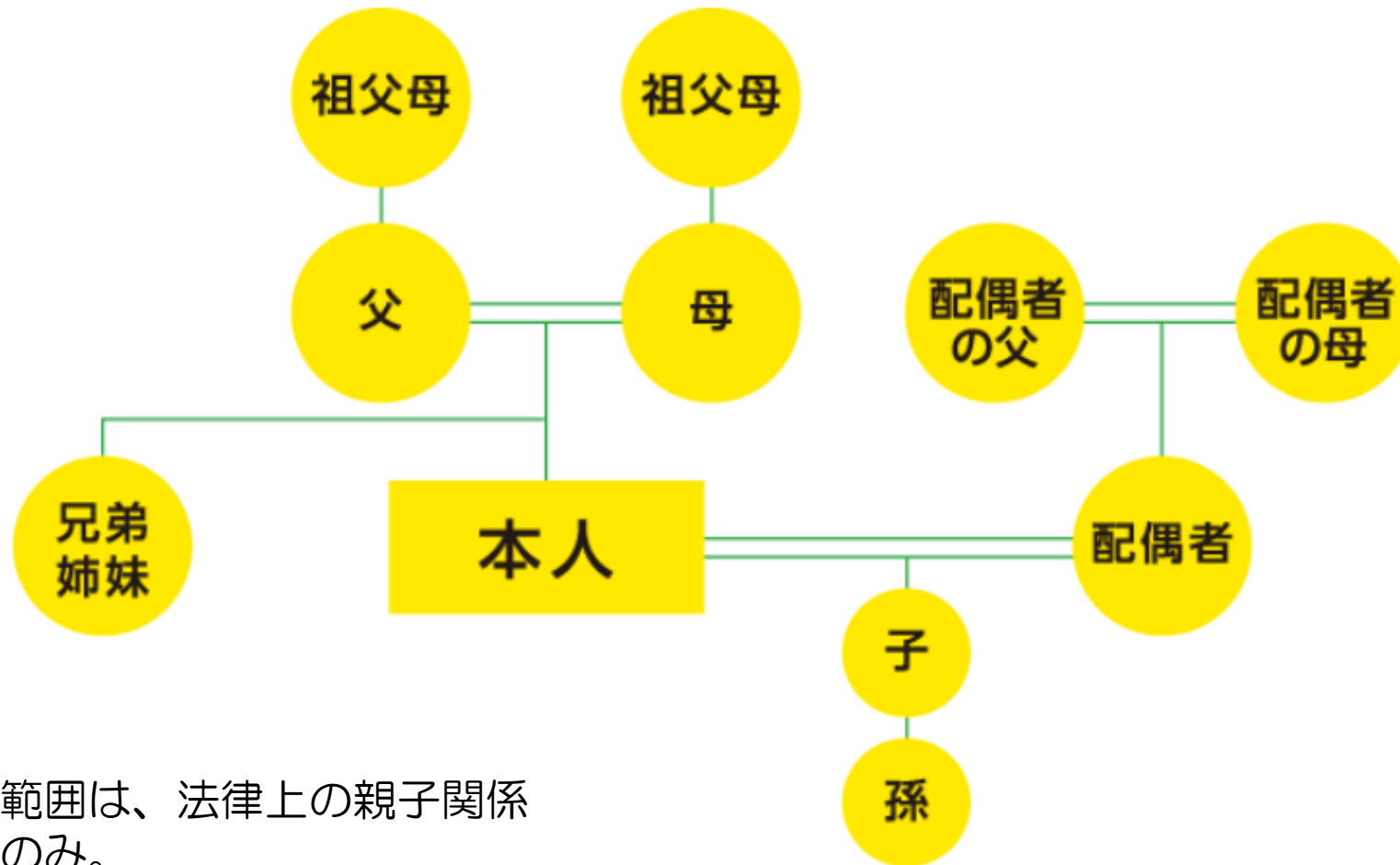


(例2)



対象となる家族

対象家族は、配偶者(事実婚を含む)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫



※介護関係の「子」の範囲は、法律上の親子関係がある子（養子含む）のみ。

常時介護を必要とする状態に関する判断基準

項目・状態	1	2	3
①座位保持（10分間一人で座ることができる）	自分で可	支えてもらえればできる	できない
②歩行（立ち止まらず、座り込まずに5m程度歩くことができる）	つかまらないでできる	何かにつかまればできる	できない
③移乗（ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作）	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
④水分・食事摂取	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑤排泄	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑥衣類の着脱	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑦意思の伝達	できる	ときどきできない	できない
⑧外出すると戻れない	ない	ときどきある	ほとんど毎回ある
⑨物を壊したり衣類を破くことがある	ない	ときどきある	ほとんど毎回ある
⑩周囲の者が何らかの対応をとらなければならないほどの物忘れがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
⑪薬の内服	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑫日常の意思決定	できる	本人に関する重要な意思決定はできない	ほとんどできない

常時介護を必要とする状態については、左記の表を参照しつつ、判断することとなる。

「常時介護を必要とする状態」とは、以下の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合であること。

（1）介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。

（2）状態①～⑫のうち、2が2つ以上又は3が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

なお、介護保険の要介護認定の結果通知書や医師の診断書の提出を制度利用の条件とすることはできません。



その他の介護に関わる両立支援制度①

短時間勤務等の措置

以下いずれか1つ以上の制度を設ける必要がある

- 短時間勤務制度
- フレックスタイム制度
- 時差出勤の制度
- 介護費用の助成措置

所定外労働（残業）の制限

対象家族を介護する労働者が請求した場合、所定外労働を制限

時間外労働の制限

対象家族を介護する労働者が請求した場合、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限

深夜業の制限

対象家族を介護する労働者が請求した場合、深夜業を制限

その他の介護に関わる両立支援制度②

介護休暇制度

対象家族が1人であれば年5日、
対象家族が2人以上であれば年10
日を限度として介護休暇の取得が
可能。時間単位での取得も可能

不利益取扱いの禁止

介護休業等の申出・取得等を理由
とする解雇その他の不利益取扱い
を禁止

介護休業等に関する

ハラスメントの防止措置

介護休業等の制度又は措置の申出・
利用に関する言動によるハラスメン
トを防止する措置を義務付け

介護休業給付金について

休業開始時の賃金の67%が支給される。
ただし、社会保険料免除の制度はないので注意！

介護休業給付金は非課税のため、所得税はかかりません。
ただし、介護休業期間中の社会保険料は免除されません。
尚、給与の支給が無ければ、雇用保険料は生じません。

